

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 篠原 一夫 ）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

- ① 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、その実効性を高める為には条例制定は不可決。  
特に法の柱となる「合理的配慮の提供」と「障害理解の促進」の具体的な施策を定めることにより、財源措置もされ、より実効性が高まる。

1-②

- ① 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

2011年に改正された障害者基本法で手話の「言語」とありそれが明記されたため、聴覚障害者が生活する上で、コミュニケーションを容易に取れる環境に整っていないのが現状である。手話の理解や普及を進める為の条例を検討していくべき

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
- ③ どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

現状の把握が不十分で、認識（特に上で必要な措置）を  
取り戻す

3. 65歳問題について

1. 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
- ③ どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

1. 茨木市としても24時間介護が必要である。
2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。

③ どちらとも言えない

4. その他

[ ]

その理由

現状は把握した上で今後検証したい

4-②

- ① ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
3. どちらとも言えない
4. その他

[ ]

その理由

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

市民総合病院の建設は市財政にかかわる事なので、現状階において、厳しいと考へる。

5-②同行援護について

現状を把握し、E2 考へていく

6. 市民会館について

今後、市民の声や要望を生かして、市民に愛される、文化、活版交流拠点として、建て替へる道へ進む事を望む。

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム (IDF)